

評価シート

No.

1

事業所管

子ども若者はぐくみ局  
子ども若者未来部子ども家庭支援課

<b>1 事業名</b>	産後ケア事業の拡充
<b>2 事業期間</b>	令和6年4月 ~
<b>[3 事業概要]</b>	
<p>本市では、母子健康手帳交付時から、妊娠・出産・育児期までの「切れ目のない支援」に取り組んでおり、とりわけ出産直後は、母子ともに心身が最も不安定な状態にあることから、母親が、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるよう、平成26年7月から母親への心身のケアや育児サポート等の支援等を行う産後ケア事業（京都市スマイルママ・ホッと事業）を実施している。</p> <p>令和6年度からは、対象者要件を緩和し、「産後ケアを必要とする者」であれば、母親の身体面や周囲からの支援状況に関わらず利用できる制度に見直すとともに電子申請の受付を開始した。</p>	
<b>[4 本事業が紐づく令和7年度政策評価結果]</b>	
<p>政策名【12 子ども・若者支援】 評価【B】</p> <p>施策名【1201 子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援】 評価【C】</p>	
<b>&lt; 推進施策の内容 &gt;</b>	
<p>医療機関をはじめとした関係機関と連携を図りながら、母親が安心して妊娠・出産し、子どものいのちを大切に育てよう、また、子どもが健やかに成長できるよう、相談支援や家庭訪問等を展開する等、妊娠期からきめ細かく、切れ目のない支援を行う。</p>	
<b>[5 事業目標]</b>	
<p>&lt; 実施成果（アウトプット） &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標：総利用日数※【数値目標：産後ショートステイ3,296日、産後デイケア715日（数値目標の考え方：拡充後の利用者数増加に伴う総利用日数の増加）】</li> </ul> <p>※ 既に対象者要件を撤廃していた他都市の実績等を参考に、制度拡充により利用件数がR5年度利用見込みから2倍に増えると見込み、予算を計上した。</p>	
<p>&lt; 事業効果（アウトカム） &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標：この地域で子育てをしたいと思う親の割合【数値目標：90%（数値目標の考え方：健やか親子21に基づく指標）】</li> <li>指標：ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合【数値目標：90%（数値目標の考え方：健やか親子21に基づく指標）】</li> </ul>	

## 〔6 令和6年度及び令和7年度の取組実績〕

(令和6年度)

令和5年度までは、申請者が対象者要件に合致する者（産後の母体管理が必要な者、育児についての相談等の心理的支援が必要な者であり、かつ親族等から産後の支援が受けられない者）であるか、本市職員が面談等で確認したうえで、利用に至っていたが、令和6年度から対象者要件を緩和し、「産後ケアを必要とする者」であれば、母親の身体面や周囲からの支援状況に関わらず利用できる制度に見直すとともに電子申請の受付を開始した。

&lt;実施成果（アウトプット）&gt;

- ・指標：総利用日数
  - ・産後ショートステイ：1,833日（対前年度比+331日）
  - ・産後デイケア：522日（対前年度比+190日）
- ※令和6年度中の申請のうち、約98%が電子による申請となっている。

&lt;事業効果（アウトカム）&gt;

- ・指標：この地域で子育てをしたいと思う親の割合【84%（前年度比+2%）】
- ・指標：ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合【77%（前年度比+1%）】

(令和7年度)

&lt;延べ利用日数&gt;※令和7年9月末時点

- ・産後ショートステイ：1,007日
- ・産後デイケア：414日
- ※全て電子申請

1	事業名	産後ケア事業の拡充
---	-----	-----------

7 予算及び決算

(千円)

令和6年度予算現額	令和6年度決算	令和7年度当初予算	R7予算-R6決算
<b>事業費 144,206</b> ※既存事業の予算額含む 【財源内訳】 特定財源 72,103 [ 国庫補助金 72,103 ] [ ] 一般財源 72,103 【内訳】 事務経費 718 事業委託料 143,488	<b>事業費 67,207</b> ※既存事業の予算額含む 【財源内訳】 特定財源 67,207 [ 国庫補助金 67,207 ] [ ] 一般財源 0 【内訳】 事務経費 158 事業委託料 67,049	<b>事業費 72,904</b> ※既存事業の予算額含む 【財源内訳】 特定財源 54,678 [ 国庫補助金 36,452 ] [ 府補助金 18,226 ] 一般財源 18,226 【内訳】 事務経費 1,019 事業委託料等 71,885	5,697  -12,529  18,226
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             予算及び決算については、決算数値の充実分のみ把握が困難であるため、既存分を含めた金額としている。           </div>			
<b>8 R6 決算の不用理由 (10%以上)</b>	利用実績が見込みを下回ったことによる委託料の減：76,439千円 ※令和6年度当初予算においては、制度拡充により利用件数がR5年度利用見込みから2倍に増えると見込み、予算を計上した。		
<b>9 R6 決算とR7 予算の乖離理由 (±10%以上)</b>			
<b>[10 役割分担評価]</b>			
<b>公共性</b>	公益性	<input type="checkbox"/> より多くの市民に提供されるサービス（共同消費性） <input checked="" type="checkbox"/> 特定の個人または集団に提供されるサービス（個人消費性）	
	必需性	<input type="checkbox"/> 日常生活に必要不可欠なサービス（必需） <input checked="" type="checkbox"/> 日常生活に必要不可欠でないサービス（選択）	
<b>実施主体の妥当性</b>	政策性	<input type="checkbox"/> 政策的意思決定を必要とするサービス（政策的） <input checked="" type="checkbox"/> 経常業務の度合いが高いサービス（経常的）	
	行政専門性	<input type="checkbox"/> 行政上の専門知識を必要とするサービス（行政専門性） <input checked="" type="checkbox"/> 行政上の専門知識を必要としないサービス（一般専門性）	

**[11 政策・施策及び事業目標を踏まえた取組実績に対する評価]**

対象者要件の緩和や電子申請の受付開始などの制度拡充を行うことで、事前の面談が不要になり、自宅にいながらスマートフォン等で夜間等の空いている時間で申請できるようになった結果、令和5年度までと比較して本事業の利用に係るハードルが低くなり、より利用しやすい制度となった。その結果、当初の目標値には届かなかったが、令和6年度の利用実績が大幅に増加する等、これまで以上に多くの母親への心身のケアや育児サポートにつながられている。

令和6年度決算においては、多くの不用額が発生しているが、制度拡充による増加見込みを過大に見込みすぎていたためであり、利用者数については右肩上がりに増加している状況となるなど、推進施策（安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり）の達成に大いに貢献していると考えられる。

今後も、母親が身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるような環境を整備するためには、引き続き本事業については実施していく必要があり、利用者のニーズや他都市での実施状況等を鑑み、制度拡充も含め検討している。

**12 令和8年度の方向性**

現状のまま維持

**[13 参考（他都市の状況・事業効果、考慮すべき特殊事情など）]**

## ○国の動向

所管省庁：子ども家庭庁（産後ケア事業令和8年度概算要求額：77億円）

## ○実施自治体数

1,644市町村（R6年度）

産後ケア  
事業

# 産後のお母さんを しっかりサポート



京都市

## スマイルママ・ホッと事業

産後は、お母さんの心身が最も不安定な時期です。  
京都市では、産後のお母さんが、地域で安心して子育てができるよう、産科医療機関や助産所等での産後ショートステイ・産後デイケアを通じて、お母さんの心身のケアや育児サポート等の支援を行います。

対象と  
なる方

京都市に住民票を有し、京都市内に居住している産後1年未満の母親とその赤ちゃんで、本事業の利用を希望する方

※母子ともに京都市に住民票を有していること ※ただし、入院治療の必要な方は除く

申請方法

＼ 電子申請を受け付けています /

直接、利用を希望する施設と電話等で日程の予約調整を行ったうえで、電子申請をしてください。電子申請及び委託施設の一覧等はこちらの二次元コードからご確認ください。

※ 妊娠中に申請することはできません。  
※ 利用開始日から4日前までに申請してください。



サービス区分	サービス内容
産後 ショートステイ	原則、 <u>利用開始時刻から24時間以内の利用を1日とし</u> 、右欄のサービスを提供する
産後 デイケア	原則、 <u>午前10時から午後6時までの利用を1日とし</u> 、右欄のサービスを提供する
実施場所	京都市内等の医療機関及び助産所等の委託実施施設（京都市情報館ホームページに一覧があります） ※施設によって利用できる期間が異なります。

- 1 母体管理及び生活面の相談・指導
- 2 乳房手当て、乳房トラブルケア
- 3 発育及び発達のチェック
- 4 体重及び排泄のチェック
- 5 スキンケア
- 6 授乳方法に関する助言・指導
- 7 沐浴の実施及び方法に関する助言・指導
- 8 在宅での育児に関する助言・指導
- 9 カウンセリング等の心理面のケア
- 10 離乳食に関する助言・指導
- 11 その他必要とする保健相談・指導



## ご利用開始期間・利用日数

利用期間 産後1年未満

利用日数 産後ショートステイ及び産後デイケア各々で7日間以内

## 利用料（1日あたり）

階層区分	産後ショートステイ		産後デイケア	
	減免前	減免後	減免前	減免後
A（注1）	12,320円	9,820円	6,100円	3,600円
B	4,930円	2,430円	2,440円	0円
C（注2）	490円	0円	240円	0円

利用料とは別に、利用施設が設定している料金（食事代等）をお支払いいただきます。

料金は、京都市情報館ホームページでご確認ください。

（注1）利用者及び夫の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円以上である世帯

（注2）サービスを利用する年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税が非課税の世帯または生活保護法の規定による被保護世帯

※ サービスを利用する年（1月から5月までの申請については前年）の1月1日時点で本市に住民票がない場合は、ご自身で前住所地に対して課税証明書を取り寄せていただく必要があります（申請日時点で生活保護を受給している方は除く）。

## 利用料を減免します！

### ● 市民税非課税世帯・生活保護世帯

産後ショートステイ及び産後デイケアの利用料を無料にします。

対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

減免回数：1回の出産につき、産後ショートステイ及び産後デイケア各々7日まで

### ● 市民税課税世帯

産後ショートステイ又は産後デイケアの利用料から、1回あたり2,500円を上限に減免します。

対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

減免回数：1回の出産につき、産後ショートステイ又は産後デイケアの利用日のうち、最大5日まで

※ いずれの場合も、別途、利用施設が設定している料金（食事代等）を利用者から施設にお支払いいただきます。

## ご利用方法

- 1 利用希望施設と日程調整  
（本人から施設に直接電話する等）  
※ 施設の状態によっては希望する施設が利用できないことがあります。
- 2 電子申請フォームで申請  
（入力時間のめやすは約5～10分です）  
※ 申請された内容について、お電話で確認させていただく場合があります。
- 3 申請受付メールが届く（自動受信）
- 4 （子ども家庭支援課が内容を確認後）  
利用料等が書かれた決定通知書のデータがメールで届く（利用の確定）
- 5 利用当日  
（利用終了時、利用料等をお支払いいただきます。）

お問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

【令和7年6月13日(金)まで】075-746-7625

【令和7年6月16日(月)から】075-222-3939

